

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3582) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成28年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現状】</b></p> <p>イ. 持株会社による共通・重複業務の執行 銀行持株会社自身が業務執行を担うことは認められておらず、銀行グループ内の会社に共通・重複する業務について、銀行持株会社はその業務を統括的・一元的に実施することは認められていない。</p> <p>ロ. 子会社への業務集約の容易化 銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行は委託元として、委託先に対し、「当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」を講じることが求められている。</p> <p>このため、同一グループ内に複数の子銀行が存在する場合、これら各子銀行に共通・重複する業務を、グループ内の特定の子会社に集約する場合であっても、各銀行は、上記措置を、それぞれ別個に講じなければならない。</p> <p>ハ. グループ内の資金融通の容易化 銀行がその特定関係者(兄弟会社、子会社等)との間で取引を行う場合、特定関係者を優遇する条件での取引、または特定関係者に不当に不利益を与える条件での取引を行うことは原則として禁じられている(「アームズ・レングス・ルール」)。</p> <p><b>【問題点】</b></p> <p>イ. 地域銀行グループにおいては、統合後においても、通常、地域におけるそれぞれのブランド力・顧客基盤等を維持する必要性が高く、銀行持株会社の傘下に複数の銀行が存在するケースが通常である。このため、グループ全体の業務運営におけるシナジー効果・コスト削減効果の発揮を図っていく上では、グループ内の各子会社に共通・重複する業務の集約を容易化することが求められるが、銀行持株会社による業務の執行が認められていないため、こうした業務を銀行持株会社に集約できず、シナジー効果・コスト削減効果の発揮が妨げられている、との指摘がある。</p> <p>ロ. グループ傘下の複数の子銀行からグループ共通業務を特定の子会社に集約する際の各銀行の委託先管理義務が、グループ内の業務集約に際して大きな負担を生じさせている、との指摘がある。</p> <p>ハ. 金融機関のグループ化が進展する中、グループ内の資源を有効に活用し、シナジー効果を発揮することで、グループ全体の収益の最大化を図ることが重要な課題となっている。その際、持株会社の傘下に複数の銀行が存在するようなケースにおいては、現行制度に基づく条件での取引が必ずしもグループ収益の最大化の実現に適さない場面もある、との指摘がある。</p> <p><b>【規制の新設又は改廃の目的及び必要性】</b></p> <p>イ. グループ内の共通・重複業務を銀行持株会社が統括的・一元的に実施することが、グループ全体の一体的・効率的な経営管理に資すると考えられる業務であって、グループ全体に対する実効的な監督機能の発揮が確保されるのであれば、銀行持株会社が業務執行を担うことを許容していくことが適当と考えられる。</p> <p>ロ. 委託先の管理義務を持株会社が一元的に担うことで、委託先に対する責任や指揮命令が一元化されれば、グループ全体の経営管理の実効性の確保にも資すると考えられることから、委託元である各子銀行それぞれに重複して委託先管理義務を求めめるのではなく、グループ全体の経営管理を担う持株会社による一元的な管理に委ねることを許容することが適当と考えられる。</p> <p>ハ. 現行制度において、銀行がその特定関係者を優遇する条件での取引を行うことが禁止されている趣旨が損なわれないように留意しながら、グループにおけるシナジー効果の発揮といった課題を踏まえて、銀行持株会社グループ内の銀行間の資金融通の柔軟化を許容することが適当と考えられる。</p> <p><b>【規制の新設又は改廃の内容】</b></p> <p>イ. グループ内に共通・重複する一定の業務について、認可制の下、銀行持株会社による実施を可能とする。</p> <p>ロ. グループ内の共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする。</p> <p>ハ. 同一の銀行持株会社グループに属する銀行間の取引について、健全な財務状況の確保や、明確な取引ルールの存在などを前提に、資金融通の柔軟化を許容する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>イ. ①銀行法第52条の21の2(新設)、②長期信用銀行法第17条(準用)</p> <p>ロ. ①銀行法第12条の2第3項(新設)、②長期信用銀行法第17条(準用)</p> <p>ハ. ①銀行法第13条の2、②長期信用銀行法第17条(準用)</p>
想定される代替案	<p>イ. グループ内に共通・重複する一定の業務について、届出制の下、銀行持株会社による実施を可能とする。</p> <p>ロ. グループ内の共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を撤廃する。</p> <p>ハ. 同一の銀行持株会社グループに属する銀行間での取引に限らず、銀行持株会社グループ内の会社間の取引全般について、健全な財務状況の確保や、明確な取引ルールの存在などを前提に、資金融通の柔軟化を許容する。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>イ. グループ全体の業務運営上の費用が減少する一方で、銀行持株会社による業務の執行に係る認可の申請に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 銀行持株会社による委託先管理義務に係る体制整備の費用が発生するが、各子銀行における体制整備の費用が不要となるため、グループ全体における体制整備の費用は減少する。</p> <p>ハ. 同一の銀行持株会社グループに属する銀行間の取引について、明確な取引ルール策定のための費用などが新たに発生する。</p>	<p>イ. グループ全体の業務運営上の費用が減少する一方で、銀行持株会社による業務の執行に係る届出に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. グループ内において委託先管理義務に伴う費用が発生しなくなる。</p> <p>ハ. 同一の銀行持株会社グループに属する会社間の取引について、明確な取引ルールを策定するための費用などが発生する。</p>
(行政費用)	<p>イ. 銀行持株会社に期待されている経営管理機能の発揮が疎かになる可能性があるため、行政庁(国)において、銀行持株会社グループの業務運営の適切性の確保などに係る検査・監督に伴う費用が増加する。</p> <p>また、認可に係る受付及び審査業務に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 行政庁(国)において、各子銀行の委託先管理義務の履行を監督するための費用は減少する一方で、銀行持株会社の委託先管理義務の履行を監督するための費用は増加する。</p> <p>ハ. 行政庁(国)において、銀行持株会社グループ内の銀行間の取引に関して、同グループの健全な財務状況が確保されているか、また、同グループ内において明確な取引ルールが策定・遵守されているかを検査・監督する費用が発生する。</p>	<p>イ. 銀行持株会社に期待されている経営管理機能の発揮が疎かになる可能性があるため、行政庁(国)において、銀行持株会社グループの業務運営の適切性の確保などに係る検査・監督に伴う費用は増加する。</p> <p>また、届出受理に係る業務に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 各子銀行及び銀行持株会社の委託先管理義務の履行を監督するための費用は不要となる。</p> <p>ハ. 行政庁(国)において、銀行持株会社グループ内の取引に関して、同グループの健全な財務状況が確保されているか、また、同グループ内において明確な取引ルールが策定・遵守されているかを検査・監督する費用が発生する。</p>

(その他の社会的費用)	<p>イ. 行政庁(国)は、認可審査に際して、当該業務の銀行持株会社による執行を許容することにより、銀行持株会社によるグループ全体に対する実効的な監督機能の発揮の妨げとなることがないか等を確認するため、銀行持株会社に本来期待されるグループの経営管理機能の発揮が疎かになることにより、グループの業務の健全かつ適切な運営が確保できず、社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれは限定的。</p> <p>ロ. 特になし。</p> <p>ハ. 特になし。</p>	<p>イ. 届出のみにより、当該業務の執行を開始することが可能であるため、銀行持株会社に本来期待されるグループの経営管理機能の発揮が疎かになることにより、グループの業務の健全かつ適切な運営が確保できず、社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>ロ. グループ内の共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際に、当該業務に係る委託先管理義務が課されないため、当該業務の適切な実施が確保されず、銀行の利用者利便や利用者保護に支障が生じるおそれがある。</p> <p>ハ. アームズ・レングス・ルールは当初、銀行グループによる他業態への参入に伴う弊害(グループ外の他業態との競争条件の不均衡)を防止する観点から設けられたものであるところ、その趣旨が没却され、競争条件の不均衡が生ずるといった社会的費用が発生するおそれがある。</p>
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>イ. 銀行持株会社による共通・重複業務の執行が認められることにより、グループ全体の効率的なリスク管理に資することが期待できる。また、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が期待できる。</p> <p>ロ. グループ内の共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際に、各子銀行に委託先管理義務が課されなくなることにより、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が期待できる。</p> <p>ハ. 銀行持株会社グループ内の資金不足の銀行が、同グループ内の資金余剰の銀行から、市場よりも低い金利で資金調達を行うことが可能になり、同グループ全体の資金調達コストの削減が期待できる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p> <p>イ. 銀行持株会社による共通・重複業務の執行が認められることにより、グループ全体の効率的なリスク管理に資することが期待できる。また、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が期待できる。</p> <p>ロ. グループ内の共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際に、委託先管理義務が課されなくなることにより、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が期待できる。</p> <p>ハ. 銀行持株会社グループ内の資金不足の会社が、同グループ内の資金余剰の会社から、市場よりも低い金利で資金調達を行うことが可能になり、同グループ全体の資金調達コストの削減が期待できる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の關係の分析等)	<p>(1)費用と便益の關係の分析</p> <p>イ. 本案においては、銀行持株会社による業務の執行に係る認可申請に伴う費用や、銀行持株会社の共通・重複業務の執行に係る検査・監督費用が発生する。加えて、限定的ながら、銀行持株会社に本来期待されるグループの経営管理機能の発揮が疎かになるおそれがある。</p> <p>しかしながら、グループ全体の効率的なリスク管理、コスト削減、業務運営の効率化といった便益が期待できる。</p> <p>これらを踏まえれば、便益の増加というプラスの効果は、遵守費用や行政費用、社会的費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案の改正が妥当と考えられる。</p> <p>ロ. 本案においては、各子銀行に委託先管理義務が課されなくなることによる遵守費用が不要となる一方で、銀行持株会社に委託先管理義務が課されることによる遵守費用が発生する。加えて、各子銀行の委託先管理義務の履行を監督するための費用は減少する一方で、銀行持株会社の委託先管理義務の履行を監督するための費用は増加する。</p> <p>しかしながら、グループ全体のコスト削減、業務運営の効率化といった便益が期待できる。</p> <p>これらを踏まえれば、便益の増加というプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案の改正が妥当と考えられる。</p> <p>ハ. 本案においては、銀行持株会社グループ内で健全な財務状況を確保し、明確な取引ルールを策定するための遵守費用が発生し、加えて、同グループ内の銀行間の取引に関する検査・監督費用が発生する。</p> <p>しかしながら、同グループ全体の資金調達コストの削減という便益の発生が期待できる。</p> <p>これらを踏まえれば、便益の増加というプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案の改正が妥当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較</p> <p>イ. 代替案における遵守費用、行政費用は本案を下回り、便益は本案とほぼ同等と見込まれるものの、社会的費用については、銀行持株会社に期待されるグループの経営管理の発揮が疎かになることにより、グループの業務の健全かつ適切な運営が確保できず、社会経済全体に影響を及ぼすおそれが本案より大きい。</p> <p>したがって、本案による改正が妥当と考えられる。</p> <p>ロ. 代替案における遵守費用、行政費用は本案を下回り、便益は本案を上回ると見込まれるものの、グループ内において各子銀行に共通・重複する業務を委託した際に、当該業務に係る委託先管理義務が課されないため、当該業務の適切な実施が確保されず、銀行の利用者利便や利用者保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>したがって、代替案における社会的費用(利用者利便や利用者保護に支障が生じるおそれ)の発生は、遵守費用、行政費用の減少及び便益の増加をもってしても補うことはできないと考えられることから、本案による改正が妥当と考えられる。</p> <p>ハ. 代替案における遵守費用、行政費用は本案とほぼ同等、便益は本案を上回ると見込まれるものの、グループ外の他業態との競争条件の不均衡が生ずるといった社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>したがって、本案による改正が妥当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>イ. 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告(平成27年12月22日)において、グループ全体に対する実効的な監督機能の発揮が確保されるのであれば、銀行持株会社が業務執行を担うことを許容していくことが妥当と考えられるとされている。</p> <p>ロ. 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告(平成27年12月22日)において、グループ内の特定の子会社に共通・重複業務を集約する場合、委託元である各子銀行それぞれに重複して委託先の管理を求めるとはなく、グループ全体の経営管理を担う持株会社による一元的な管理に委ねることが妥当と考えられるとされている。</p> <p>ハ. 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告(平成27年12月22日)において、銀行がその特定関係者を優遇する条件での取引を行うことが禁止されている趣旨が損なわれないように留意しながら、グループにおけるシナジー効果の発揮といった課題を踏まえて、銀行持株会社グループ内の銀行間の資金融通の柔軟化を許容することが妥当と考えられるとされている。</p>	
レビューを行う時期又は条件	<p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
備考		